

報道関係者各位

令和 6 年 1 2 月 2 日発表

【照会先】

北九州東労働基準監督署

副 署 長 大津 勝弥

第一方面主任監督官 下郷 晋平

(代表電話) 093-561-0881

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～ 転落防止措置を講じていなかったもの ～

北九州東労働基準監督署（署長 おがわ しんいちろう 小川 晋一郎）は、本日、サカエ理研工業株式会社及び同社北九州工場元工場長を、労働安全衛生法違反の疑いで福岡地方検察庁小倉支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和5年11月3日、サカエ理研工業株式会社北九州工場において、硫酸及びクロム酸の混合液が入った槽の縁の上で労働者にポンプのフィルター交換作業を行わせるに際し、必要な箇所に丈夫なさく等を設ける等の転落防止措置を講じていなかったもの。

### 1 被疑者

- (1) サカエ理研工業株式会社（本社：愛知県稲沢市祖父江町祖父江高熊）  
事業場の名称：北九州工場（福岡県北九州市小倉南区曾根北町）  
事業内容：自動車部品の設計及び開発
- (2) 北九州工場元工場長（51歳）

### 2 違反条文

被疑者サカエ理研工業株式会社、元工場長ともに、

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第533条（煮沸槽等への転落による危険の防止）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

### 3 災害の概要

令和5年11月3日、サカエ理研工業株式会社北九州工場において、硫酸及びクロム酸の混合液が入った槽の縁の上で、ポンプのフィルター交換作業を行っていた労働者が、槽内に転落し、同年11月6日に化学外傷のため死亡するという災害が発生しました。

### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、作業中に転落することにより火傷等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホッパー、ピット等があるときは、必要な箇所に高さが75センチメートル以上の丈夫なさく等を設ける、墜落制止用器具を使用させることなどが規定されていますが、災害発生時、このような転落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたものです。

#### 【関係条文】

##### ・労働安全衛生法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

##### ・労働安全衛生規則第533条（煮沸槽等への転落による危険の防止）

事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落することにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホッパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するため、必要な箇所に高さが七十五センチメートル以上の丈夫なさく等を設けなければならない。ただし、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではない。

##### ・労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一（前略）第二十条から第二十五条まで（中略）の規定に違反した者

##### ・労働安全衛生法第122条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して（中略）第百十九条（中略）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。